

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 9 号

### 亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀山市事務分掌規則（平成 18 年亀山市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項に次の 2 号を加える。

（ 9 ） 亀山市地域社会振興会との連絡調整に関する事。

（ 10 ） 総合教育会議に関する事。

第 4 条第 2 項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

第 5 条第 9 項第 4 号中「地域振興施設」を削る。

第 6 条第 2 項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

（ 10 ） 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく支援に関する事。

第 6 条第 6 項第 4 号中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に改める。

第 8 条第 8 項に次の 5 号を加える。

（ 12 ） 公共下水道事業の予算及び決算に関する事。

（ 13 ） 公共下水道事業の出納その他の会計事務に関する事。

（ 14 ） 公共下水道事業の資産の取得、管理及び処分に関する事。

（ 15 ） 公共下水道事業の物品の購入契約その他契約に関する事。

（ 16 ） 公共下水道事業の起債及び一時借入金に関する事。

### 附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。